

令和3年度（2021年度）八王子市営駐車場の管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と東急コミュニティーグループ連合体（以下「乙」という。）は、令和3年3月31日に締結した八王子市営駐車場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和3年度（2021年度）における年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定期間）

第1条 本協定の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

（事業計画）

第2条 本協定期間の事業計画は、別に定める事業計画書のとおりとし、乙は、当該事業計画書に沿って管理業務を実施するものとする。

（納付金の納付）

第3条 乙は、基本協定第9条第2項に規定する納付金（駐車場毎の内訳は別紙1のとおり。）として、金204,898,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額18,627,089円）を甲に納付するものとする。

2 乙は、前項に規定する納付金を別紙1のとおり甲に納付するものとする。

3 乙は、基本協定第9条第3項に規定する納付金を事業年度終了後から50日以内に甲に追加で納付するものとする。

（指定管理料の支払）

第4条 甲は、乙に駐車場の管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）として、金40,860,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,585,045円）を支払うものとする。

2 指定管理料の内訳は、別紙2のとおりとし、指定管理料のうち公共料金及び修繕工事費については概算払とし、それ以外を確定払とする。

3 確定払については、年12回払いとし、乙は、毎月の業務終了後、別紙2の支払区分により甲に請求し、甲は、乙から適正な請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

4 概算払については、年1回払いとし、乙は、別紙2の区分により甲に請求し、甲は、乙から適正な請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。また、事業年度終了後速やかに精算を行い、余剰金が生じた場合は、甲に返納するものとする。

（施設の維持修繕等）

第5条 駐車場設備の修繕等（大規模なものを除く）については、乙が計画した通りに実施することを原則とする。ただし、八王子駅北口地下自由通路に係る修繕工事については、甲の予算（指定管理料）の

範囲内で乙が行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙の負担により原状回復するものとする。

(月次定例会)

第6条 甲及び乙は、必要に応じて定例会を開催し、管理業務等に関し意見交換を行うものとする。

(次期指定管理期間の準備への協力)

第7条 乙は、次期指定管理者による準備期間において、基本協定書第33条に基づく引継ぎ等を最大限努力して行うとともに、甲と次期指定管理者が行う場内標識の入替等を含めた運行変更が円滑に進むよう最大限の協力をするものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年(2021年)4月1日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 石 森 孝 志

乙 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
東急コミュニティーグループ連合体
株式会社 東急コミュニティー
代表取締役 雑 賀 克 英

駐車場毎の納付金及び納付時期

1 旭町駐車場

納付回数	納付時期	納付金額(円)
第1回	9月30日まで	9,000,000
第2回	翌4月30日まで	9,000,000
合計		18,000,000

2 八王子駅北口地下駐車場

納付回数	納付時期	納付金額(円)
第1回	9月30日まで	89,449,000
第2回	翌4月30日まで	89,449,000
合計		178,898,000

3 南大沢駐車場

納付回数	納付時期	納付金額(円)
第1回	9月30日まで	4,000,000
第2回	翌4月30日まで	4,000,000
合計		8,000,000

3駐車場合計	204,898,000
--------	-------------

指定管理料の内訳及び支払区分

1 指定管理料の内訳

項目	金額(円)
確定払 (公共料金及び修繕工事費を除く)	35,860,000
概算払 (公共料金及び修繕工事費)	5,000,000
指定管理料合計	40,860,000

2 指定管理料の支払区分

(1) 確定払 (公共料金及び修繕工事費を除く)

区分	金額(円)	区分	金額(円)
第1回 (4月分)	2,988,337	第7回 (10月分)	2,988,333
第2回 (5月分)	2,988,333	第8回 (11月分)	2,988,333
第3回 (6月分)	2,988,333	第9回 (12月分)	2,988,333
第4回 (7月分)	2,988,333	第10回 (1月分)	2,988,333
第5回 (8月分)	2,988,333	第11回 (2月分)	2,988,333
第6回 (9月分)	2,988,333	第12回 (3月分)	2,988,333
		確定払計	35,860,000

(2) 概算払 請求月：4月

区分	金額 (円)
公共料金 (4月～3月分)	4,000,000
修繕工事費 (4月～3月分)	1,000,000
概算払計	5,000,000